

滋賀県老人福祉施設協議会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多年にわたり、滋賀県の老人福祉事業に貢献し、その業績が特に顕著な、老人福祉施設の施設長及び職員に対し、その功績を顕彰し、その労苦に報いるとともに、老人福祉事業の進展に寄与せしめるため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰と資格)

第2条 表彰と資格は次の各項に定めるところによる。

- 2 施設長及び職員に対する表彰は、毎年3月31日現在において、現職であって、その在職期間が10年以上の施設長及び職員で功績顕著な者。
- 3 在職期間が二以上の施設に及ぶ場合であっても、それが会員の老人福祉施設の場合は、前項の規定を適用する。

(表彰の時期)

第3条 滋賀県老人福祉施設協議会会長（以下「会長」という。）が、総会において表彰を行うものとする。

(賞状)

第4条 第2条の規定に定める表彰は、賞状を授与し、その氏名及び功績を公表する。

- 2 前項の場合、その功績に対し、金品をあわせ、授与することができる。
- 3 3月31日現在で、表彰の要件を満たしている者が死亡した時は、賞状その他を遺族に送り、追賞する。

(推薦)

第5条 第2条の規定に該当する対象者があるときは、各老人福祉施設の長は、推薦書（様式第1号）に該当事項を記載し、会長に指定の期日までに提出しなければならない。

(審査)

第6条 表彰該当者は、理事会において審査し、決定する。

(表彰の除外)

第7条 本会の会費を滞納した施設の関係者は表彰しない。

- 2 過去において、本会の表彰を受けた者は表彰しない。

(付則)

- 1 この規程は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。